令和6年11月1日 総務部税務課

> 担当 菅野・高山 内線 3518・3506 外線 076-225-1271

「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書 (案)」に関する パブリックコメントの募集について

# 1 意見募集の趣旨

石川県では、県税の賦課徴収事務等を実施するため、マイナンバーを含む特定個人情報を業務上取り扱うことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条の規定に基づき、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「保護評価規則」という。)及び特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「保護評価指針」という。)で定めるところにより、特定個人情報ファイルを保有する前の平成27年4月16日に、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)を公表しました。

保護評価規則第15条において、公表をした日から一定期間を経過するごとに、再び特定個人情報保護評価を実施するように努めるものとされ、保護評価指針では、その期間が5年とされていることを踏まえ、令和2年3月27日に特定個人情報保護評価を再び実施し、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)を公表しました。

今般、再び公表後5年の期間が経過する前に特定個人情報保護評価を実施するため、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)として「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書(案)」を作成のうえ、以下により、県民の皆さまから広くご意見を募集します。

#### 2 意見の募集概要

#### (1) 募集期間

令和6年11月6日(水)から令和6年12月9日(月)まで ※ 郵送については、最終日の消印有効

#### (2) 募集内容

「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書(案)」に関する意見

### (3) 資料の入手方法

石川県ホームページの以下のページからダウンロードできます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/publiccomment.html

(※ リンク先のページは11月6日から公開の予定です。)

また、下記の各機関でも資料を閲覧することができます。

① 石川県総務部税務課 (金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎6階)

② 石川県行政情報サービスセンター (金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎1階)

③ 石川県小松県税事務所 (小松市園町ハ108番地の1)

④ 石川県中能登総合事務所 (七尾市小島町二部33番地)

⑤ 石川県奥能登総合事務所 (輪島市三井町洲衛10部11番1)

# 3 意見の提出方法

所定の「意見提出用紙」に、住所、氏名(法人・団体の場合はその名称及び提出者の氏名)、連絡先を明記し、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、以下のあて先へ提出してください。電話や口頭による意見の受付はいたしませんので、ご了承願います。

また、ご意見を提出していただく際、題名は「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書 (案) に関する意見」としてください。

# 【あて先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県総務部税務課

FAX 076-225-1275

電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp

# 4 意見の取扱い

- (1) 皆さまから提出していただいたご意見を十分考慮した上で「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書(案)」の見直しを行い、見直し後の評価書と併せて結果を公表いたします。
- (2) ご意見に対する個別の回答はいたしません。
- (3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表しません。

# 5 お問い合わせ先

石川県総務部税務課

TEL 076-225-1271

FAX 076-225-1275

電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp